

面会基本方針 R2年9月 神奈川県「高齢者施設における新型コロナウイルス感染拡大防止面会ガイドライン」抜粋

- ・看取りなど緊急やむを得ない場合を除き原則面会制限が必要
- ・一方で地域の感染発症状況に応じて看取り以外の場合でも新しい生活様式に即して、十分な感染防止対策を講じた上での面会方法を検討し、実施することは差し支えない物とする

面会のながれ

- ①事前予約（71-0122 か 各棟携帯電話へ申し込み）
- ②面会理由、面会方法、確認
- ③面会健康状態確認票記載 面会前 消毒・マスク等
- ④面会場所の衛生管理
- ⑤面会前後の異常報告（14日間）

利用者・家族の心理的負担・交流の機会目的

本人に飛沫がかからない面会(建物内に入らない面会)

ベランダ・玄関ガラス越し
電話・テレビ電話

感染リスク低

職員状況により可

棟・居室に入る、飛沫リスクありの面会

入居者・面会者マスク 消毒・うがい
感染防止パネル
フェイスガード等利用

感染リスク中

面会後は、換気、消毒の徹底

職員、面会者の来所前

※地域コロナ感染者発生状況により可

看取り目的

緊急やむを得ない（入居者本人にとって）

棟・居室内に入る、飛沫リスクありの面会
マスク
感染防止パネル
フェイスガード等利用

即時面会可

※地域コロナ感染者発生状況

県発表の市町村別感染症発症者数が、**面会前日より14日間の間に10名以下の地域**から面会に来られる方を基準に可

地域コロナ感染者発生数につきましては、状況に応じ変更させていただきます